

# 宮城県公報

宮城県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 訓令 甲

### 告示

ページ

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(市町村課)	一
○有害図書類の指定	(青少年課)	二
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	二
○平成二十年度ブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査の実施	(畜産課)	三
○平成二十年度馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	三
○平成二十年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	三
○平成二十年度腐蝕病の検査の実施	(同)	四
○平成二十年度豚コレラの検査の実施	(同)	四
○平成二十年度オーエスキー病の検査の実施	(同)	四
○平成二十年度アカバネ病、チウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病、ブルータンク及び牛流行熱の検査の実施	(同)	五
○平成二十年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	五
○平成二十年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	五
○平成二十年度高病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	五
○平成二十年度ヒロプラズマ病の検査の実施	(同)	六
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	六
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	六

○道路の区域変更	(道路課)	七
○道路の供用開始	(同)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	八
○土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	九
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	九
○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(下水道課)	九
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	一〇
○二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定(二件)	(同)	一〇
○土地改良区役員の就任の届出	(仙台地方振興事務所)	一一
○土地改良区役員の住所変更の届出	(栗原地方振興事務所)	一一

### 公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(管財課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達の公告	(水産業振興課)	一一
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	一二
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の規定による医師の指定	(同)	一三
○警備業法第五十一条の規定による医師の指定	(同)	一三

## 訓令 甲

### ○宮城県訓令甲第四号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月二十一日

宮城県知事 村井嘉浩

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報の管理に関する規程(平成十四年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項中、「第三十二条第一項」を、「第四十六条第一項」に改める。

### 附則

この訓令は、平成二十三年三月二十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百七十二号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	こんなにやさしいお姉さん 4月号	(株)ダイアプレス
二	雑 誌	COMIC ビータ 3月号	若生出版(株)
三	雑 誌	COMIC ホットミルク vol. 4	(株)コアマガジン
四	雑 誌	COMIC 華漫 4月号	(株)ワニマガジン社
五	雑 誌	レディースコミックタブー 4月号	三和出版(株)
六	雑 誌	Boy's LOVE 4月号	(株)マガジン・マガジン
七	雑 誌	ちよっぴりエッチなオトナのダウンロードサイト	(株)笠倉出版社

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百七十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限

登米市立豊里病院

登米市豊里町十手下七十四

平成二十年三月二十

平成二十三年三月一

○宮城県告示第二百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	主として担当する医師	指 定 年 月 日	指 定 期 間
大河原駅前クリニックス	柴田郡大河原町大谷字町向百二十六・四	松本弘樹	平成二十年三月一日	平成二十年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 間
西條調剤専門薬局	石巻市中央二丁目十	平成二十年三月一日	平成二十年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで

○宮城県告示第二百七十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により告示する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	名 称	所 在 地
つばさ薬局玉川店	しんえい薬局		
		柴田郡柴田町船岡新栄三丁目四十二・二十八	
		柴田郡柴田町船岡新栄三丁目十九・二	
		塩竈市玉川一丁目五・十二	

変更前

つばさ薬局玉川店

塩竈市玉川一丁目三・三十

○宮城県告示第二百七十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病及びヨネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、白石市、角田市、仙台市、大崎市（旧松山町、鹿島台町、岩出山町の区域）、色麻町、美里町、栗原市（旧一迫町、志波姫町、高清水町の区域）、登米市（旧迫町、豊里町、石越町の区域）、南三陸町（旧志津川町の区域）又は東松島市（旧矢本町、鳴瀬町の区域）で飼育している牛のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
- 4 共同牧野等に放牧する牛
- 5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法  
○宮城県告示第二百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視

伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 2 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬
- 4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬
- 5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬
- 6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法  
○宮城県告示第二百七十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

<p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏</p> <p>四 実施の期日 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 血清学的検査</p> <p>○宮城県告示第二百七十九号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 腐蛆<sup>ヌメ</sup>の発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 みつばち（転飼及び定飼蜂群）</p> <p>四 実施の期日 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令について（昭和三十年十一月一日付け三十畜局第四千三百二十三号農林水産省畜産局長通達）別紙腐蛆病検査要領に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百八十号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏</p> <p>四 実施の期日 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 血清学的検査</p> <p>○宮城県告示第二百七十九号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
<p>四 実施の期日 平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 豚コレラの発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>一 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>二 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>三 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>一 実施の目的 豚コレラの発生予防</p> <p>二 実施する区域 県内一円</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚</p> <p>一 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚</p> <p>二 種付けに供し、又は供する目的で飼育している雄豚</p> <p>三 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚</p> <p>四 実施の期日 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成十八年三月三十一日農林水産大臣公表）に規定する方法</p> <p>○宮城県告示第二百八十一号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。</p> <p>平成二十年三月二十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病、ブルータング及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第二百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満二十四日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症特別対策措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。）

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第二百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一及び病性鑑定指針（平成十年十月二十二日付け十A第千九百三十七号農林水産省畜産局長通知）並びに種畜検査執務要領（昭和五十九年十月六日付け五十九畜A第三千六百二十一号農林水産省畜産局長通知）に規定する方法

○宮城県告示第二百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

六週齢以上の採卵鶏（飼養羽数が千羽以上の農場において飼育されているものに限る。）

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

1 臨床検査及び血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

2 その他必要な検査

○宮城県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射、薬浴又は投薬（以下「注射等」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射等を受けるべき旨を命ずる。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ピロプラズマ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

共同牧野等で放牧飼養される牛

四 実施の期日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜

保健衛生所長が指定する日

五 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

薬浴

○宮城県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

遠田郡涌谷町籠岳字花立二九の一、二九の四、二九の五

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び涌谷町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百八十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第百二十九号）以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称

東松島市

二 事業の種類

陸前赤井駅前広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 宮城県東松島市赤井字川前一地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

陸前赤井駅前広場整備事業(以下「本件事業」といふ)は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東松島市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有することから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

東松島市の主たる公共交通機関であるJR仙石線は、市民の移動手段として重要な役割を担っており、その利便性や安全性の確保は、快適で住みよいまちづくりのための課題であり、東松島市長期総合計画においても、JR仙石線の各駅前周辺の環境整備を進めることとし積極的な推進を図っている。

JR仙石線の駅は市内に八駅あるがその一つである陸前赤井駅は、市の東部に位置し周辺では土地区画整理事業等による住宅地整備が行われており、朝夕は隣接する石巻市、仙台都市圏への通勤、通学者や駅近隣の施設の利用者等で混雑している。

現在の陸前赤井駅前には、歩行者と車の動線が分離されておらずロータリーもないため、送迎車やタクシーの利用者が車道を横切り、また、送迎車等のUターンも行われることから自動車と歩行者が交錯し事故が懸念されている。さらに、送迎車やタクシーの路上待機も日常化していることから円滑な交通流も確保されていない状況であり対策が急務となっている。

本件事業は、駅前広場として走行レーンと乗降スペースに区分した車道部、タクシープール及び歩行者通路等を設置したロータリーを整備するもので、歩行者と車を分離し事故防止を図るとともに円滑な交通流を確保するものである。

本件事業の施行により、駅前周辺の環境整備が図られ、利便性、安全性が向上し、住みよいまちづくりにも寄与するものであり得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地において、希少動植物や文化財等は存在せず、工事施工中の騒音についても、騒音規制法に定める規制基準を遵守するほか駅利用者等の安全に十分に配慮した工事施工を実施することから影響は軽微であると認められる。

(三) 代替案について

本件事業の起業地は、利用者の安全が確保され利便性がよく、工事費等の経済的条件等を考慮して選定された二候補地の比較検討を経て決定されており、合理的なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに(三)で述べたとおり本件事業の起業地は代替案と比較して合理的なものと認められることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

陸前赤井駅前ロータリーが整備されていないため歩行者の安全が確保されていない状況であり、駅利用者や地元から整備を要望されていることから早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、各施設の目的を実現するために必要な最小限の範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足するものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所 東松島市役所(建設部都市計画課)

○宮城県告示第二百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百四十九号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
伊具郡丸森町縮矢間山田字西畑三三番一地从先から 同町縮矢間山田字小巻三四番一地从先まで		前 A	後 B	九・六〇	七・〇〇	九九〇・〇	一四一・〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
C	九・一	六二〇・〇						

○宮城県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百四十九号	伊具郡丸森町縮矢間山田字西畑三三番一地从先から同町縮矢間山田字小巻三四番一地从先まで	平成二十年三月二十三日

○宮城県告示第二百九十一号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
  - 2 名称 三・四・三三三 薬師堂駅前線  
八・七・一 七郷堀線

八・七・九 七郷堀北線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画駐車場
- 2 名称 五号 薬師堂駅自転車駐車場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十三号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 大和インター周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十四号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
  - 2 名称 大和松坂流通団地地区計画



二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百九十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

大和町大和インター周辺土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

相澤 勇 孝 黒川郡大和町落合舞野字仁和多利百七番地の一

大友 勝 衛 黒川郡大和町落合舞野字下舞野十五番地

大友 益 郎 黒川郡大和町落合舞野字下舞野九十番地

大友 林 二 黒川郡大和町吉岡字北原東十三番地

佐々木 宏太郎 黒川郡大和町吉岡字南白鳥三十五番地

佐々木 三 郎 黒川郡大和町落合舞野字下舞野八十八番地

澁谷 福 治 黒川郡大和町落合舞野字窪田東六十番地

蜂谷 富 郎 黒川郡大和町落合舞野字大横手十六番地の一(十七B一・一L)

○宮城県告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

大崎市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

古川都市計画道路事業

2 名称

三・四・四号 李埜飯川線、三・二・一号 米袋荒谷線及び三・五・十二号 並柳福浦線

三 事業施行期間

平成十九年八月三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十九年宮城県告示第七百六十六号の事業地を変更する

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

塩竈市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十三年三月三十一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和三十四年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

多賀城市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十八年三月三十日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和四十八年三月三十日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百九十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許取消年月日

平成二十年三月二十一日

二 氏名

伊藤忠夫

三 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

第四百二百八十八号  
五 免許の取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号に該当するため

○宮城県告示第三百号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、次のとおり認定する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 学校名

東北大学

二 所在地

仙台市青葉区荒巻字青葉六番六号の〇六

三 学科名

建築・社会環境工学科（建築デザインコース及び建築学コースに限る。）

四 修業年限

四年

五 認定の対象となる卒業生

平成二十年三月の卒業生から

六 卒業後の実務経験年数

〇年

○宮城県告示第三百一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により、同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として、次のとおり認定する。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 学校名

東北大学

二 所在地

仙台市青葉区荒巻字青葉六番六号の〇六

三 学科名

建築・社会環境工学科（社会基礎デザインコース、水環境学コース及び都市システム計画コース

に限る。)

四 修業年限

四年

五 認定の対象となる卒業生

平成二十年三月の卒業生から

六 卒業後の実務経験年数

一年

○宮城県告示第三百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十年三月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年三月十一日	安田 治夫	巨理郡巨理町逢隈中泉字一里原一丁目一	理事

○宮城県告示第三百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西向土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十年三月二十一日

宮城県栗原地方振興事務所

所長 千 葉 宇 京

役職名	変 更 後		変 更 前	
	氏名	住 所	氏名	住 所
監 事	鈴木 秀一	栗原市栗駒岩ヶ崎四日町二丁目十二番地	鈴木 秀一	栗原市栗駒沼倉浦田沢二十八番地二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庁舎電力需給 一千二百七十三万九千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年二月二十七日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区本町一丁目七番一号

五 契約金額 八億七千七百七十七万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第十条第一項第一号

八 契約期間 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百二十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十年五月九日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

5 今後調達が予定される数量及び入札公告時期 七十キロリットル 平成二十年七月頃

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。  
1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。  
2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。  
なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の

競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十年四月十五日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十年四月十八日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項等を示す場所及び入札説明書の交付場所

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課調整企画班（担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四）

2 入札説明書の交付期間 平成二十年三月二十一日から平成二十年四月十八日まで

3 入札書の提出期限

(一) 郵便による提出 入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明書付書留郵便にて提出すること。なお、入札書は平成二十年四月二十八日までの消印のもので、平成二十年四月三十日午後五時十五分までに到達したものに限り。

(二) 入札書を持参する場合は、4の開札日時及び場所に持参すること。

4 開札の日時及び場所 平成二十年五月一日午前十一時 宮城県行政庁舎十一階 一〇一会議室

5 問い合わせ先 宮城県農林水産部水産振興課調整企画班（担当 田松光徳 電話〇二二・二二一・二九三四）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達契約に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額（当該金額に円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item (s) to be Procured : Fuel oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 120 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : May 9, 2008, 9:00 a.m.

3 Place of Delivery : Shin-Miyagimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 30, 2008

5 Contact Person : Kouzoku Tamatsu, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2934

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年三月十二日その工事を完了した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 塩竈市清水沢四丁目六十七番二及び七十番一

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 塩竈市字伊保石二十一番地一 医療法人財団五倫会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年三月十四日その工事を完了した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
黒川郡大和町吉田字新南谷地四十番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
黒川郡大和町吉田字ノ切九番地一  
小川 秀之  
小川 清美

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年三月十七日その工事を完了した。

平成二十年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
多賀城市高崎二丁目十一番一、二十一番一、二十四番、三十一番九、三十六番一、三十七番一、三十九番一、三十九番三、三十九番四、四十三番、二百八十一番、二百八十二番、二百八十四番、二百八十五番、二百八十六番、二百八十七番、二百八十八番、二百九十一番、二百九十二番、二百九十三番、二百九十四番、二百九十一番、四百七十六番、三百九十一番地先道の一部、四十三番地先水路、三百九十一番地先水路及び二百八十四番地先堤塘

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市宮城野区幸町二丁目二十三番地一  
中城建設株式会社

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第50号  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成20年3月21日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

1 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院の名称及び所在地

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
安田 恒人	財団法人安田病院	仙台市宮城野区小田原二丁目2番40号
高橋 剛夫	ハ乙女クリニック	仙台市泉区ハ乙女二丁目12番2号
小高 晃	宮城県立精神医療センター	宮城県名取市手倉田字山無番地

2 指定年月日

平成20年3月21日

○宮城県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成20年3月21日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

1 指定した医師の氏名並びにその者が勤務する病院の名称及び所在地

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
安田 恒人	財団法人安田病院	仙台市宮城野区小田原二丁目2番40号
高橋 剛夫	ハ乙女クリニック	仙台市泉区ハ乙女二丁目12番2号
小高 晃	宮城県立精神医療センター	宮城県名取市手倉田字山無番地

2 指定年月日

平成20年3月21日